

福井県版持続化給付金 よくあるご質問

よくあるご質問では、福井県版持続化給付金のことを「**県版給付金**」、福井県版持続化給付金申請受付要項のことを「**要項**」、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしている個人事業主を「**個人事業主（事業）**」、事業にかかる売上を給与収入または雑収入でのみ所得税の確定申告をしている個人事業主を「**個人事業主（給与）**」と記載しております。

なお、お問合せが多かった「給付金等を加えた額」の定義（Q3）を更新しましたので、ご確認ください。

1. 県版給付金の対象となる事業者について (要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

全申請者

Q 1. 令和元年は県外で所得税を納めていましたが、令和2年は福井県内で所得税を納めています。県版給付金の対象となりますか。

A 1. 令和2年に福井県内で所得税を納めている場合は対象となります。
また、法人の場合は前事業年度の法人税の納税地が福井県内であれば対象となります。

全申請者

Q 1-2. 令和元年は福井県内で所得税を納めていましたが、令和2年は県外で所得税を納めています。県版給付金の対象となりますか。

A 1-2. 令和2年に福井県内で所得税を納めていない場合は対象となりません。
また、法人の場合は前事業年度分の法人税の納税地が福井県内でない場合は対象となりません。

個人事業主（給与）

Q 2. 所得税の確定申告を給与収入として申告していますが、会社との雇用関係は無く、フリーランスとして活動しています。県版給付金の対象となりますか。

A 2. 所得税の確定申告を給与収入や雑収入でのみ申告されている方については、令和2年、令和元年ともに会社等との雇用契約によらない部分の給与収入および雑収入が、所得税の確定申告で申告している給与収入および雑収入の合計に対し5割以上を占めていることが条件となります。

なお、会社等との雇用関係が無いことの証明として、フリーランスとして活動している部分にかかる全ての業務委託契約書の写しの提出が必要です。

個人事業主（給与）

Q 2-2. フリーランスとして活動しており、会社との雇用関係は無いのですが、業務委託契約を締結していないため、業務委託契約書の写しを提出できません。この場合、県版給付金の対象外となりますか？

A 2-2. 平成31年1月から令和2年12月までの間、申請者と会社等との間に雇用関係が無い旨を、会社等の代表者が証明した書類を提出してください。

書類には、会社等の住所、代表者の氏名、申請者が平成31年1月から令和2年12月まで会社等との雇用関係が無い旨、担当者の氏名、担当者の連絡先および証明した日を必ず記入してください。

書類の提出後、県から会社等に対し、申請者との雇用関係の有無について確認を行います。

2. 要項で定める申請要件について

全申請者 (R3.5.7 更新)

Q 3. 要項の法人の申請要件③（個人事業主（事業）は申請要件④、個人事業主（給与）は申請要件⑤）には「令和2年の年間売上に給付金等を加えた額が、令和元年の年間売上に比べ、10%以上減少していること。」とありますが、給付金等とは具体的に何を指しますか？

A 3. 給付金等とは、国の持続化給付金および家賃支援給付金、福井県の中小企業休業等要請協力金および小規模事業者等再起応援金の4種類のみを指します。

全申請者

Q 4. 要項の法人の申請要件④（個人事業主（事業）は申請要件⑤、個人事業主（給与）は申請要件⑥）には「売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。」とありますが、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症拡大によるものとは、具体的にどのようなものを指しますか？また、証拠書類を提出する必要がありますか？

A 4. 例えば、休業要請等に伴う休業または時間短縮営業による売上の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響による売上の減少等が挙げられます。

しかし、売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とは無関係の自己都合の休業や業績不振等については、売上減少の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるとは認められないため、県版給付金を申請することはできません。(要項の「9 不正受給 (2) 不正受給の例」を参照してください。)

なお、証拠書類の提出は不要です。

全申請者

Q 5. 要項の法人の申請要件⑤（個人事業主（事業）は申請要件⑥、個人事業主（給与）は申請要件⑦）には「申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。」とありますが、今後も事業継続する意思を有しているとは、具体的にどの程度の期間を指しますか？

A 5. 少なくとも令和3年度末までは事業継続する意思を有している必要があります。

例えば、申請日時点で、令和4年1月に廃業する予定が有る場合には、県版持続化給付金を申請することができません。

全申請者

Q 6. 要項の法人の申請要件⑦（個人事業主（事業）は申請要件⑧、個人事業主（給与）は申請要件⑨）には「給付金受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。」とありますが、具体的にどのようなことを指しますか？

A 6. 県版給付金の審査にあたり、チェックリストに記載されている提出書類のみでは、県版給付金の対象か否かの判別がつかないことがあります。

その場合は、チェックリストに記載されている書類とは別の書類の提出を新たに求めたり、提出された書類の内容について、電話で確認を求めたりすることになります。

別の書類の提出を拒否したり、確認の求めに応じなかったりした場合には、要項で定める申請要件を満たさないこととなりますので、ご注意ください。

また、県版給付金の受給後にも、申請要件を満たしていたか確認するため、書類の追加提出を新たに求めることや、提出された書類の内容について、電話で確認を求めることがあります。書類の追加提出を拒否した場合、また確認の求めに応じなかった場合には、要項の申請要件を満たさないこととなりますので、この場合もご注意ください。

全申請者

Q 7. 要項の法人の申請要件⑨（個人事業主（事業）は申請要件⑩、個人事業主（給与）は申請要件⑪）「県内の商工会、商工会議所および商工会連合会において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。」の内容について教えてください。

A 7. 県では、事業者向け支援施策の案内や、支援施策立案のための事業者からの情報収集、今年1月の大雪などの災害時の事業者への連絡など、県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」といいます。）を通じて事業者との情報の共有を図ることとしています。

具体的には、商工会議所等が開設した公式のSNSに、各事業者の代表者が参加する方法により、情報の共有を図る予定としております。

そのため、申請書に記載の情報を県から商工会議所等に提供することに同意していただくとともに、後日、商工会議所等から開設したSNSへの参加を依頼させていただく予定です。

Q 7-2. SNSを使用していませんが、県内の商工会議所等に対し申請書に記載の事業者名、住所、連絡先（電話、FAX）を提供することに同意する必要がありますか。

A 7-2. 事業主にSNSを使用している方がいない場合には、商工会議所等よりFAXやメール等のSNS以外の手段により、情報の共有を図ることを検討します。

については、商工会議所等から各事業者に対し、FAXやメール等を用いた情報の共有について依頼させていただきますので、申請書に記載の情報を商工会議所等に提供することについて同意していただく必要があります。

3. 年間売上の計算方法について

全申請者

Q 8. 申請要件④「令和2年の年間売上に給付金等を含めた額が、令和元年の年間売上に比べ10%以上減少していること。」とありますが、年間売上とは具体的に何を指しますか？

A 8. 令和2年の年間売上とは、令和2年1月から12月までの売上を指し、令和元年の年間売上とは、平成31年1月から令和元年12月までの売上を指します。

なお、個人事業主（事業）の方については、令和2年1月から12月までの売上については、令和2年分所得税確定申告書第1表に記載されている事業収入と不動産収

入の合計を、平成31年1月から令和元年12月までの売上については、令和元年分所得税確定申告書第1表に記載されている事業収入と不動産収入の合計を指します。

個人事業主（給与） (R3.5.7 更新)

Q 9. 所得税の確定申告を給与収入と雑収入の両方で申告しています。業務委託契約にかかる売上が全体の5割以上を占めていることが申請要件となっていますが、全体には給与収入と雑収入の両方を含めるのですか。

A 9. 全体を算出するにあたっては、令和2年分所得税確定申告書第1表または令和元年分所得税確定申告書第1表に記載されている給与収入と雑収入のうち公的年金等を除いた部分を合計します。

4. その他

全申請者

Q10. 県版給付金は申請からどのくらいの期間で給付されますか。

A10. 提出書類に不備が無く、内容についても疑義が無い場合には、申請を受け付けてから概ね3週間での給付となります。

全申請者

Q11. 県版給付金の給付が決定した場合、通知が送られてきますか？

A11. 要項では、県版給付金の給付を決定した場合には、県版給付金を給付することにより通知に代える旨を定めています。よって、通知を送付することはありませんのでご了承ください。

県版給付金の給付決定の有無については、通帳の記帳によりご確認ください
なお、振込依頼人名はフクイケンバンキュウフキンジムキョクと表示されます。

全申請者

Q12. 申請書類の審査の結果、県版給付金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送されますか。

A12. 県版給付金を給付しない旨を決定した際には、申請書類は返送しません。また県版給付金の給付を決定した際にも申請書類は返送しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。